

# 第8章



## 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項



## 1. 歴史的風致形成建造物の管理の指針

### (1) 維持・管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物は、重点区域内の歴史的風致の重要な構成要素であり、所有者等はその価値が保存・継承されるよう、適切な維持・管理を行う。

歴史的風致形成建造物のうち、文化財保護法や群馬県・桐生市の各文化財保護条例、景観条例に基づいて指定等がされている建造物については、当該法令及び歴史まちづくり法を基本とし、それ以外の建造物についても、歴史的風致を形成している特性・価値に基づいて適正に維持・管理を行う。

また、歴史的風致形成建造物は、歴史的風致の維持及び向上のために積極的な公開、活用を推進し、周知に努める。さらに、歴史的建造物の構造や建築様式など、その特徴を顕著に示す意匠や形態の保存又は維持に努める。

### (2) 個別事項

#### ① 県指定・市指定文化財である歴史的風致形成建造物

県及び市指定文化財については、県及び市の文化財保護条例に基づき、現状変更等の制限がなされており、許可制度による保護を図る。

修理は、建造物の外観及び内部とも、現状保存又は各調査に基づく修復・復原を基本とする。

#### ② 登録有形文化財である歴史的風致形成建造物

国の登録有形文化財については、文化財保護法に基づき現状変更の届出が定められており、適切な指導・助言を行う。

修理は、建造物の外観の維持・保存を基本とし、法令に基づいた適切な維持管理を行う。外観の変更を伴わない部分的な改修や建築当初の外観への復原も認め、建造物の内部においては、一般公開や活用のために必要な改築は、外観やそこで行われる歴史及び伝統を反映した活動への影響を及ぼさない範囲で実施するものとする。ただし、建造物の内部において、歴史上価値の高いものについては、所有者等と協議の上、保存に努めるものとする。

#### ③ 景観重要建造物である歴史的風致形成建造物

本市には、現在景観重要建造物に指定された建造物はないが、今後指定された場合には、建造物の外観の維持・保存を基本とし、良好な景観に配慮した修理を行う。

外観の変更を伴わない部分的な改修や建築当初の外観への復原も認め、建造物の内部においては、一般公開や活用のために必要な改築は、外観やそこで行われる歴史及び伝統を反映した活動への影響を及ぼさない範囲で実施するものとする。ただし、建造物の内部において、歴史上価値の高いものについては、所有者等と協議の上、保存に努めるものとする。

#### ④ その他の歴史的風致形成建造物

修理は、建造物の外観の維持・保存を基本とする。外観の変更を伴わない部分的な改修や建築当初の外観への復原も認め、建造物の内部においては、一般公開や活用のために必要な改築は、外観やそこで行われる歴史及び伝統を反映した活動への影響を及ぼさない範囲で実施するものとする。ただし、建造物の内部において、歴史上価値の高いものについては、所有者等と協議の上、保存に努めるものとする。

### (3) 届出不要の行為

---

歴史まちづくり法第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号の規定に基づく届出が不要な行為は以下のとおりとする。

- ① 群馬県文化財保護条例第4条第1項に基づく県指定文化財については、同条例第17条第1項の規定に基づく現状変更等の許可を受け行う行為、もしくは第18条第1項の規定に基づく修理の届出をして行う行為。
- ② 桐生市文化財保護条例第3条第1項に基づく市指定文化財については、同条例施行規則第7条第1項の規定に基づく現状変更等の許可を受け行う行為。
- ③ 文化財保護法第57条第1項に基づく登録有形文化財については、同法第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出をして行う行為、及び第132条第1項の規定に基づく登録記念物(名勝地関係)について第133条第1項の規定に基づく現状変更の届出をして行う行為。
- ④ 景観法第19条第1項に基づく景観重要建造物においては、第22条第1項の規定に基づく現状変更の許可を受け行う行為。
- ⑤ その他、市長が必要と認めて行う行為